

証券コード 6291
2021年3月8日

株 主 各 位

東京都台東区入谷一丁目14番9号
日本エアーテック株式会社
代表取締役社長 平 沢 真 也

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会は株主様と会社との大事な対話の機会であり、本来であれば多くの株主様のご出席を賜りたく存じます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対応を鑑み、株主様におかれましては、可能な限り議決権行使書のご返送またはインターネットにより事前の議決権行使をしていただき、当日のご来場を見合わせていただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月26日（金曜日）午後5時15分までに到着するよう返送いただくか、後述のご案内に従って同期限までに議決権行使サイトより議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテル ラングウッド 2階「朱鷺の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 第48期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

インターネットによる議決権行使についてのお知らせは、次頁をご覧ください。

議決権の行使についてのご案内

1. 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月26日（金曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。
2. インターネットによる議決権行使の場合
以下にご説明する議決権行使ウェブサイトより2021年3月26日（金曜日）午後5時15分までに行使してください。
3. 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
4. 議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
<https://www.web54.net>
5. 議決権行使の方法について
 - (1) パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、賛否をご入力ください。
 - (2) スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要の、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
6. お問い合わせ先について
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031（受付時間 9:00～21:00）

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

- ・総会会場での「密閉」「密集」「密接」を避けるため、会場収容人数を例年の1/2、50席としており、お土産の配布はございません。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.airtech.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により海外渡航の大幅制限が継続する等不透明な状況にあります。また、国内経済も緊急事態宣言により設備投資の延期、企業間訪問の制限等を受け全体的に不透明な状況で推移しました。

当社における事業環境は、国内では緊急事態宣言による工事進行の中断や延期による影響等を受けましたが、6月以降は徐々に回復しております。当社では人と人との接触を減らしエアロゾル感染を防ぐ工夫をしながら、草加(埼玉)、加須(埼玉)、伊勢崎(群馬)の3工場及び協力会社が一体となり感染症対策機器の生産と出荷に注力しました。電子工業分野では、半導体関連の製造装置メーカーは堅調でしたが、自動車部品、電子材料関連の設備投資が停滞し、再開の動きは緩やかです。一方、バイオリジカル分野では、新型コロナウイルス感染症に関連する感染症対策機器、クリーンルーム及び関連消耗品の導入が拡大しました。

また海外では、ベトナム、中国、韓国、台湾等における据付業務が年初から停滞したものの、7月以降は徐々に再開しております。

このような状況の下、令和2年度厚生労働省第二次補正予算による補助金交付により、病院、薬局、福祉施設、クリニック及びPCR検査施設等から急増した需要に対応すべく、主要3工場他を機動的に活用し増産しました。同時に新型コロナウイルス対策機器の開発を実施し、「セルフセッティング式陰圧ブース」、「陰陽圧トンネルユニット」、「PCR検査室」、「診察・検体採取ブース」、「ストレッチャー取付式簡易アイソレーター」等を上市しました。これら機器の拡販に際しては従来の販売商社経由に加えて、ダイレクトメール及びホームページや各種メディアにおける補助金対象機器の周知と当社のPRに注力しました。また、7月10日には公式オンラインショップとして【AIRTECH DIRECT SHOP】を開設し、標準クリーンブース、クリーンユニット、クリーンパーティション及びクリーンサプライ商品の販売を開始しました。

また、2020年3月6日の発行決議による、第三者割当による行使価額修正条項付第9回新株予約権は、2020年3月26日に行使を開始し2020年4月3日に当社普通株式として1,200,000株の発行を完了しました。調達資金は、本社隣接地でのショールーム及び事務所建築（2020年11月30日引渡し完了）、越谷新工場建築（2021年1月15日引渡し完了）、省エネルギー技術及び感染症対策製品の普及拡大に向けた研究開発資金に充当しております。省エネルギー性能の向上と当社競争力の強化及びシェア拡大を実現し、ひいては社会貢献を図り、その進捗と成果を当社のSDGsへの取組みとして本年3月末にホームページへ開示する予定です。

収益面におきましては、感染症対策機器の拡販等により売上高が伸長し前期比では増収となりました。さらに標準品が多台数販売できたことにより営業利益が増加し、海外からの配当金等を加えた経常利益、当期純利益いずれも前期比増加となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高124億87百万円（前期比19.6%増）、営業利益14億14百万円（同224.7%増）、経常利益15億62百万円（同166.8%増）、当期純利益は11億36百万円（同180.4%増）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期はいまだ不透明であります。取引先及び従業員の安全を確保しつつ業務を継続してまいります。

品目別の業績の概況は次のとおりであります。

品目別売上高

|     |            | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |            |
|-----|------------|-----------------------------------------|------------|
| 区分  |            | 金額 (千円)                                 | 構成比<br>(%) |
| 製 品 | クリーンルーム    | 833,117                                 | 6.7        |
|     | クリーンルーム機器  | 3,424,908                               | 27.4       |
|     | クリーンブース    | 1,681,072                               | 13.5       |
|     | クリーンベンチ    | 156,298                                 | 1.2        |
|     | バイオロジカリー機器 | 3,089,066                               | 24.7       |
|     | 据付・保守サービス  | 2,616,446                               | 21.0       |
|     | その他の製品     | 428,240                                 | 3.4        |
|     | 小 計        | 12,229,149                              | 97.9       |
| 商 品 | クリーンサプライ商品 | 258,187                                 | 2.1        |
|     | 小 計        | 258,187                                 | 2.1        |
| 合 計 |            | 12,487,337                              | 100.0      |

[クリーンルーム]

「クリーンルーム」は、新型コロナウイルス感染症対策として中小規模の検査試薬用設備、PCR検査室及び調剤薬局等のクリーンルームは増加したものの、大規模物件の減少により、全体での売上高は前期比34.5%の減少となりました。

[クリーンルーム機器]

電子工業、食品分野の設備投資の延期に伴い「エアーシャワー」の売上は減少しました。一方で新型コロナウイルス感染症対策として陰圧病室用「パッケージクリーンユニット（簡易陰圧装置）」、半導体分野向け「フィルターユニット」が増加し、全体での売上高は前期比15.2%の増加となりました。

#### [クリーンブース]

液晶・FPD分野向け「サーマルクリーンチャンバー」の海外顧客据付工事がコロナ禍による中断の影響を大きく受け、大幅減少となりました。全体での売上高は前期比18.9%の減少となりました。

#### [クリーンベンチ]

「クリーンベンチ」は、連結型の装置が設備投資の延期に伴い減少し、全体での売上高は前期比21.2%の減少となりました。

#### [バイオロジカリー機器]

「アイソレーター」「バイオクリーンベンチ」は減少したものの、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金による感染症対策用設備整備を受け、「クリーンパーティション」「陰圧ブース」「安全キャビネット」が大幅増加となりました。新型開発機器等も売上に寄与し、全体での売上高は前期比240.6%の増加となりました。

#### [据付・保守サービス]

上期の搬入・据付作業について海外ではコロナ禍の影響をより強く受け停滞しましたが、国内では下期より病院への搬入・据付作業が増加しました。またサービス部品では、クリーンパーティションの交換用HEPAフィルターが増加し、全体での売上高は前期比5.5%の増加となりました。

#### [その他の製品]

半導体分野への特殊製品及びPCR検査大型テント用排気ユニット等が増加しました。また無塵衣を洗濯する「クリーンランドリー」は、感染防止対策としてのクリーニング頻度増加や半導体関連顧客の稼働率向上により増加し、全体の売上高は前期比22.3%の増加となりました。

#### [クリーンサプライ商品]

クリーンルーム内で使用される「無塵衣」「ワイパー」等の売上が堅調に推移したことに加え、感染防止対策用「防護服」「マスク」「グローブ」等の消耗品の増加を合わせ、全体の売上高は前期比36.1%の増加となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は7億47百万円であり、その主なものは越谷新工場建築費用3億41百万円、本社ビル増築費用3億5百万円でありませ

③ 資金調達の状況

当事業年度に、第三者割当による行使価格修正条項付第9回新株予約権の行使により9億60百万円、事業運転資金として金融機関より長期借入金により1億70百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2020年7月22日付にて、蘇州安泰空気技術有限公司に追加出資しております。なお、当社の持株比率に変動はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分               | 2017年度<br>(第45期) | 2018年度<br>(第46期) | 2019年度<br>(第47期) | 2020年度<br>(第48期)<br>(当事業年度) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高<br>(千円)     | 10,166,196       | 10,190,964       | 10,442,415       | 12,487,337                  |
| 経 常 利 益<br>(千円)   | 747,508          | 586,055          | 585,621          | 1,562,429                   |
| 当 期 純 利 益<br>(千円) | 517,224          | 410,240          | 405,318          | 1,136,469                   |
| 1株当たり当期純利益<br>(円) | 58.08            | 45.97            | 45.33            | 114.29                      |
| 総 資 産<br>(千円)     | 15,104,767       | 14,821,869       | 14,664,676       | 18,829,558                  |
| 純 資 産<br>(千円)     | 9,583,482        | 9,857,387        | 10,112,147       | 12,164,540                  |
| 1株当たり純資産額<br>(円)  | 1,072.52         | 1,096.10         | 1,122.13         | 1,174.55                    |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

当社における事業環境は、バイオリジカル分野では、感染症対策への補助金は一服するものの引き続き病院・医療・介護関連への設備導入が見込まれ、薬品の物流倉庫及び食品工業分野への投資が復調する見込みです。また、再生医療やがんの免疫治療への設備投資も見込まれます。一方、電子工業分野では、5Gへの移行に伴い半導体やデータセンター、スマートフォン及びそれら電子部品の生産拡大による設備投資の復調と増加が見込まれます。また、EV及びFCV自動車の製造環境クリーン化、AIやIoT関連分野への投資も期待されます。

そのような状況において当社の主な取り組みは、以下のとおりです。

- ① 研究開発は、特徴付けを考慮し、SDGsに関連する感染症対策製品、省エネルギー化及び食品分野関連装置等を主にしており、具体的には「生菌を用いた空気清浄装置の浮遊菌除去効果の検証」「陰圧排気ユニットの開発」等に取り組み、特徴を有する新製品の拡販に努めてまいります。
- ② 2021年1月に完成した越谷工場を稼働し感染症対策製品の生産量拡大とエアシャワーの生産効率向上に取り組みます。
- ③ クリーンパーティション等の感染症対策販売増加に伴い、HEPA（高性能）フィルターの交換需要増が見込まれるため、HEPAフィルターの増産と拡販に取り組みます。
- ④ 2020年12月に完成した本社ショールームを有効活用し、代理店説明会及び勉強会等を開催し拡販いたします。
- ⑤ コロナ禍における営業活動・海外対応の新取組を検討します。
- ⑥ 生産管理システムを活用し、合理的な生産管理に取り組み、確実な納期対応と製造コスト低減を目指します。
- ⑦ サービスセンターは、関西以外の営業拠点へのサービスセンター拡張に向け体制の充実を図り、顧客満足度を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社はクリーンエアーシステムに関する機器の設計、製造、販売並びに据付工事を行っております。

また、クリーンルーム内で使用される消耗品の販売及び無塵衣のクリーニング業務を行っております。

**(6) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)**

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| 本社       | 東京都台東区入谷一丁目14番9号                                  |
| 営業所      | 大阪市北区、仙台市青葉区、福岡市南区、名古屋市中区<br>広島市南区、鹿児島県霧島市、富山県富山市 |
| 工場       | 埼玉県草加市、埼玉県加須市、群馬県伊勢崎市<br>埼玉県越谷市 (2021年1月引渡し完了)    |
| 研究所      | 埼玉県草加市                                            |
| サービスセンター | 埼玉県草加市、大阪市淀川区                                     |

**(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)**

|            |           |        |        |
|------------|-----------|--------|--------|
| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
| 377 (11) 名 | 9 (△1) 名  | 43.63歳 | 17.04年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員及びパートは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)**

| 借入先          | 借入額     |
|--------------|---------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 2億41百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1億34百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 1億31百万円 |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

特記すべき重要な事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,327,801株 (自己株式75,699株を除く)
- (3) 株主数 7,006名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                                    | 持株数     | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------|---------|--------|
| エアーテックアシスト株式会社                                         | 1,895千株 | 18.34% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                               | 388千株   | 3.75%  |
| 平沢紘介                                                   | 271千株   | 2.62%  |
| 楽天証券株式会社                                               | 169千株   | 1.63%  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVC)<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) | 150千株   | 1.45%  |
| 上田八木短資株式会社                                             | 135千株   | 1.31%  |
| 日本エアーテック従業員持株会                                         | 121千株   | 1.17%  |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                            | 119千株   | 1.15%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)                                   | 104千株   | 1.00%  |
| 平沢真也                                                   | 93千株    | 0.90%  |

(注) 持株比率は自己株式 (75,699株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### 発行済株式の総数

行使価額修正条項付新株予約権の行使及びストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は1,306,000株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |                          |                              |                              |
|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                             |                          | 第6回新株予約権                     |                              |
| 発行決議日                       |                          | 2016年4月15日                   |                              |
| 新株予約権の数                     |                          | 180個                         |                              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                          | 普通株式                         | 18,000株<br>(新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額                  |                          | 新株予約権と引換えに<br>払込みは要しない       |                              |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額  |                          | 新株予約権1個当たり                   | 66,300円<br>(1株当たり 663円)      |
| 新株予約権の行使期間                  |                          | 2018年4月16日から<br>2022年3月29日まで |                              |
| 新株予約権の行使の条件                 |                          | (注)                          |                              |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 監査等委員でない取締役<br>(社外役員を除く) | 新株予約権の数                      | 30個                          |
|                             |                          | 目的となる株式数                     | 3,000株                       |
|                             |                          | 保有者数                         | 1名                           |

|                            |                          |                                           |
|----------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|
|                            |                          | 第7回新株予約権                                  |
| 発行決議日                      |                          | 2017年4月14日                                |
| 新株予約権の数                    |                          | 160個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                          | 普通株式 16,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)         |
| 新株予約権の払込金額                 |                          | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                   |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                          | 新株予約権1個当たり 82,000円<br>(1株当たり 820円)        |
| 新株予約権の行使期間                 |                          | 2019年4月15日から<br>2023年3月29日まで              |
| 新株予約権の行使の条件                |                          | (注)                                       |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況        | 監査等委員でない取締役<br>(社外役員を除く) | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 2名 |

|                             |                          |                                           |
|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|
|                             |                          | 第8回新株予約権                                  |
| 発行決議日                       |                          | 2018年4月13日                                |
| 新株予約権の数                     |                          | 170個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                          | 普通株式 17,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)         |
| 新株予約権の払込金額                  |                          | 新株予約権と引換えに<br>払込みは要しない                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                          | 新株予約権1個当たり 90,100円<br>(1株当たり 901円)        |
| 新株予約権の行使期間                  |                          | 2020年4月14日から<br>2024年3月29日まで              |
| 新株予約権の行使の条件                 |                          | (注)                                       |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 監査等委員でない取締役<br>(社外役員を除く) | 新株予約権の数 80個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 任期満了による退任・定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、権利行使開始日以降2年間または、権利行使期間内の2年間に限り権利行使をなしうるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (4) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」にて定めたところによる。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                   |
|---------------|-------|--------------------------------|
| 代表取締役社長       | 平沢 真也 |                                |
| 代表取締役副社長      | 渡辺 直樹 | 管理本部長兼総務部長兼海外事業担当              |
| 取締役           | 渡辺 洋和 | 営業統括本部長兼西日本営業本部長               |
| 取締役           | 磯部 好秀 | 設計統括本部長                        |
| 取締役           | 関根 賢二 | 生産統括本部長                        |
| 取締役           | 森嶋 正道 |                                |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 大重 一義 |                                |
| 取締役（監査等委員）    | 平輪 政道 |                                |
| 取締役（監査等委員）    | 山崎 淳司 | 早稲田大学理工学術院創造理工学部<br>環境資源工学科 教授 |

- (注) 1. 取締役森嶋正道氏は社外取締役であります。また、監査等委員である取締役平輪政道、山崎淳司の2氏は社外取締役であります。
2. 取締役森嶋正道、監査等委員である取締役平輪政道、山崎淳司の3氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、大重一義氏を常勤の監査等委員として選出しております。
4. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名    | 異動前                 | 異動後                                    | 異動年月日      |
|-------|---------------------|----------------------------------------|------------|
| 渡辺 直樹 | 代表取締役副社長<br>兼海外事業担当 | 代表取締役副社長兼<br>管理本部長兼<br>総務部長兼<br>海外事業担当 | 2020年3月27日 |

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・<br>担当及び<br>重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|-----------------------------|
| 川又 亨 | 2020年3月27日 | 任期満了 | 取締役管理本部長兼<br>総務部長           |

**(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等**

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分         | 支給人員 | 報酬等の額    |
|-------------|------|----------|
| 取締役         | 7名   | 102百万円   |
| （うち社外取締役）   | （1名） | （1百万円）   |
| 監査等委員である取締役 | 3名   | 10百万円    |
| （うち社外取締役）   | （2名） | （2.5百万円） |
| 監査役         | 3名   | 3百万円     |
| （うち社外監査役）   | （2名） | （0.5百万円） |
| 合計          | 13名  | 116百万円   |

- (注) 1. 上記には、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお当社は2020年3月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2003年3月28日開催の第30回定時株主総会において年額150百万円以内と決議頂いております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額150百万円以内、また、2016年3月29日開催の第43回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内（うち社外取締役分は2百万円以内）と2018年3月28日開催の第45回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内（社外取締役を除く）と決議頂いております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額20百万円以内と決議頂いております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与として未払金に計上した金額2,460万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名に対して2,160万円（うち社外取締役1名に対して10万円）、監査等委員である取締役3名に対して300万円（うち社外取締役2名に対して100万円））が含まれております。
5. 上記報酬等の額には、ストック・オプション報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）50万円）が含まれております。
6. 支給人数につきましては延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は10名であります。



### (3) 社外取締役に関する事項

- ① 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は監査等委員である取締役との親族関係

監査等委員である取締役平輪政道氏は、当社の代表取締役社長平沢真也氏の三親等内の親族であります。

- ② 社外取締役の主な活動状況

|                           | 活動状況                                                                                                              |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>森嶋正道氏            | 当事業年度開催の取締役会15回（臨時取締役会3回含）すべてに出席し、経験豊富な企業経営者、社外取締役の観点から適宜発言を行っております。                                              |
| 社外取締役<br>（監査等委員）<br>平輪政道氏 | 当事業年度開催の取締役会15回（臨時取締役会3回含）、監査役会3回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、国内外のビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識をもって、監査等委員である社外取締役の観点から適宜発言を行っております。  |
| 社外取締役<br>（監査等委員）<br>山崎淳司氏 | 当事業年度開催の取締役会15回（臨時取締役会3回含）、監査役会3回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、大学教授としての長い経験と幅広くかつ専門的な見識をもって、監査等委員である社外取締役の観点から適宜発言を行っております。 |

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各監査等委員である社外取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 監査法人アンビシャス

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任しました。

### (2) 報酬等の額

|                                    | 有限責任監査法人<br>トーマツ | 監査法人<br>アンビシャス |
|------------------------------------|------------------|----------------|
| 当事業年度に係る<br>会計監査人としての報酬等の額         | 0.8百万円           | 19百万円          |
| 当社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 2.4百万円           | 19百万円          |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して第三者割当による第9回新株予約権の発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任、または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員である取締役の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は2015年5月1日に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、同年5月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）に関する基本方針の改正を決議致しました。

また、当社は2020年3月27日に監査等委員会設置会社へ移行しましたので、同日開催の臨時取締役会にて基本方針を変更しております。

その内容は以下のとおりです。

### (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、会社の社会的責任、企業倫理等を踏まえた会社全体を考慮した職務の執行が求められる。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行についての監督、監査は相互の監視・監督、監査等委員会の監査の範疇で行われて来た所ではあるが、さらに善管注意義務等促進に向けては、いわゆる内部統制システムを構築し、システムを通じて業務の適正を確保することとする。
- ③ コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及びコンプライアンス基準を定める。それらを取締役及び使用人が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ④ 内部統制システム構築の徹底を図るため、統括部署を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に使用人教育等を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的にと取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
- ⑥ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を整備する。

### (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できる。
- ③ 情報システム運用管理規程に従い、情報システムを安全に管理・維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下の項目等をリスクと認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者の体制を整えることとする。

|      |            |
|------|------------|
| イ 災害 | ニ コンプライアンス |
| ロ 品質 | ホ 情報セキュリティ |
| ハ 環境 | ヘ 輸出管理     |

- ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

### (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要項目については、事前に社長を含む取締役会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは当社及び関連会社1社で構成されているが、その管理は各々の事業に関して責任を負う取締役を任命し、関連会社管理規程により推進し管理する。

### (6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び内部監査室等の指揮命令を受けず、全面的に監査等委員である取締役の指揮命令に従わなければならない。

(7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及びその他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役に對して、決定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ② 社内通報制度は、常勤の監査等委員である取締役及び総務部の責任者に対して直接通報できるように運用する。

社内通報制度は匿名での通報を認めること及び通報をした者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。
- ③ 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査等委員会と協議により決定する方法による。その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制として監査等委員である取締役と社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(8) **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用またはその他の当該職務の執行について生ずる費用に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用については、予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き拒むことができない。

監査等委員である取締役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

## (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、当社における業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① 重要な会議の開催状況

当社の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社の取締役会を15回開催したほか、当社グループの各責任者が出席する会議を1回開催し、情報の共有化を図るとともにグループの経営課題の対応について検討いたしました。

### ② 監査等委員である取締役の職務の執行

常勤の監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営戦略全体会議及び経営会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が適切に行われているかを確認し、監査等委員会において情報共有しております。

### ③ 内部監査の実施

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施いたしました。

内部監査の結果及び指摘事項に関する改善状況については、社長及び監査等委員である取締役に対して報告を行っております。

## 7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、代表取締役社長が自ら委員会の長となり、組織全体として反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、反社会的勢力に対する不当要求に備えて、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

さらに、反社会的勢力との取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求は拒絶し且つ法的対応を行い、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする不当要求であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は一切行わない強い意志をもって対処してまいります。基本的には以下の方針を掲げ推進してまいります。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

- ① 組織としての対応を行う。
- ② 外部専門機関（警察、弁護士等）との連携を緊密に行う。
- ③ 取引を含めた一切の関係は遮断する。
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応を取ることとする。
- ⑤ 裏取引や資金の提供を一切禁止とする。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、内部統制に関わる委員会同様、代表取締役社長が委員長となり、委員は各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び部門長で構成する所存であり、企業倫理及び社内規則等の明文化と合わせ組織全体として、反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、平素からの対応状況につきましては以下のとおりとします。

- ① 代表取締役社長は反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方及び基本方針を社内外に宣言し、社内体制の整備及び従業員の安全確保並びに外部専門機関との連携をとる等の取り組みを行い、その結果を取締役会等に報告いたします。
- ② 対応統括部署は管理本部総務部とし、不当要求に対する責任者は取締役管理本部長とします。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行います。
  - a. 対応マニュアルの整備につきましては、現在「内部統制基本方針」「リスク管理規程」等でもうたっておりますが、一層の充実を図るべく努力してまいります。
  - b. 反社会的勢力であるかどうかについては、常に、注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに不幸に関係を有した場合は、速やかに関係を解消いたします。
  - c. 反社会的勢力が取引先及び株主となり、不当要求を行う場合を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入と、自社株の取引状況確認の努力をいたします。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>14,589,596</b> | <b>流動負債</b>     | <b>5,678,790</b>  |
| 現金及び預金          | 6,520,039         | 支払手形            | 698,263           |
| 受取手形            | 1,506,478         | 電子記録債権          | 2,327,072         |
| 売掛金             | 3,242,362         | 買掛金             | 621,824           |
| 電子記録債権          | 1,206,374         | 短期借入金           | 300,000           |
| 有価証券            | 452               | 1年内返済予定の長期借入金   | 44,268            |
| 商品及び製品          | 840,165           | リース債務           | 4,704             |
| 仕掛品             | 870,751           | 未払金             | 542,643           |
| 原材料及び貯蔵品        | 387,413           | 未払費用            | 281,393           |
| 前払費用            | 10,662            | 未払法人税等          | 407,141           |
| その他             | 13,843            | 前受金             | 177,510           |
| 貸倒引当金           | △8,947            | 預り金             | 106,010           |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,239,962</b>  | 賞与引当金           | 108,522           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,564,757</b>  | 受注損失引当金         | 4,109             |
| 建物              | 956,557           | 製品保証引当金         | 51,242            |
| 構築物             | 13,639            | その他             | 4,084             |
| 機械及び装置          | 105,413           | <b>固定負債</b>     | <b>986,227</b>    |
| 車両運搬具           | 0                 | 社債              | 100,000           |
| 工具、器具及び備品       | 38,428            | 長期借入金           | 163,035           |
| 土地              | 2,055,014         | リース債務           | 9,380             |
| 建設仮勘定           | 395,703           | 退職給付引当金         | 701,519           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>115,026</b>    | 資産除去債務          | 12,291            |
| ソフトウェア          | 109,233           | <b>負債合計</b>     | <b>6,665,018</b>  |
| リース資産           | 2,321             | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 電話加入権           | 3,471             | 株主資本            | 12,120,026        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>560,177</b>    | 資本金             | 2,056,919         |
| 投資有価証券          | 123,563           | 資本剰余金           | 2,098,251         |
| 関係会社出資金         | 79,781            | 資本準備金           | 2,064,277         |
| 破産更生債権等         | 26,824            | その他資本剰余金        | 33,973            |
| 繰延税金資産          | 338,750           | <b>利益剰余金</b>    | <b>8,014,697</b>  |
| その他             | 18,082            | 利益準備金           | 132,600           |
| 貸倒引当金           | △26,824           | その他利益剰余金        | 7,882,097         |
| <b>資産合計</b>     | <b>18,829,558</b> | 別途積立金           | 303,000           |
|                 |                   | 繰越利益剰余金         | 7,579,097         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>     | <b>△49,841</b>    |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 10,453            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 10,453            |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>    | <b>34,060</b>     |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>12,164,540</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>18,829,558</b> |



# 損 益 計 算 書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |            |
|---------------------|---------|------------|
| 売 上 高               |         | 12,487,337 |
| 売 上 原 価             |         | 9,082,448  |
| 受注損失引当金戻入益          |         | 9,927      |
| 受注損失引当金繰入額          |         | 4,109      |
| 売 上 総 利 益           |         | 3,410,706  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 1,995,924  |
| 営 業 利 益             |         | 1,414,782  |
| 営 業 外 収 益           |         |            |
| 受 取 利 息             | 417     |            |
| 受 取 配 当 金           | 168,052 |            |
| そ の 他               | 15,696  | 184,165    |
| 営 業 外 費 用           |         |            |
| 支 払 利 息             | 2,281   |            |
| 社 債 利 息             | 300     |            |
| 株 式 交 付 費           | 12,574  |            |
| 為 替 差 損             | 11,991  |            |
| 外 国 源 泉 税           | 9,116   |            |
| そ の 他               | 253     | 36,518     |
| 経 常 利 益             |         | 1,562,429  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 1,562,429  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 456,905 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額       | △30,944 | 425,960    |
| 当 期 純 利 益           |         | 1,136,469  |

# 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                     | 株 主 資 本   |           |                  |             |           |          |             |             | 自己株式     |
|-------------------------------------|-----------|-----------|------------------|-------------|-----------|----------|-------------|-------------|----------|
|                                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                  |             | 利 益 剰 余 金 |          |             |             |          |
|                                     |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余<br>金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |          |
|                                     |           |           |                  |             | 別<br>積 立  | 途<br>金   | 繰越利益<br>剰余金 |             |          |
| 2020年1月1日残高                         | 1,517,929 | 1,525,338 | -                | 1,525,338   | 132,600   | 303,000  | 6,639,370   | 7,074,970   | △101,823 |
| 事業年度中の<br>変動額                       |           |           |                  |             |           |          |             |             |          |
| 新株の発行<br>(新株予約権<br>の行使)             | 538,990   | 538,939   |                  | 538,939     |           |          |             |             |          |
| 剰余金の配当                              |           |           |                  |             |           |          | △196,741    | △196,741    |          |
| 当期純利益                               |           |           |                  |             |           |          | 1,136,469   | 1,136,469   |          |
| 自己株式の処分                             |           |           | 33,973           | 33,973      |           |          |             |             | 51,982   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額<br>(純額) |           |           |                  |             |           |          |             |             |          |
| 事業年度中の変動額合計                         | 538,990   | 538,939   | 33,973           | 572,913     | -         | -        | 939,727     | 939,727     | 51,982   |
| 2020年12月31日残高                       | 2,056,919 | 2,064,277 | 33,973           | 2,098,251   | 132,600   | 303,000  | 7,579,097   | 8,014,697   | △49,841  |

|                                     | 株主資本           | 評価・換算差額等         |                    | 新株予約権   | 純資産合計      |
|-------------------------------------|----------------|------------------|--------------------|---------|------------|
|                                     | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |         |            |
| 2020年1月1日残高                         | 10,016,414     | 18,542           | 18,542             | 77,190  | 10,112,147 |
| 事業年度中の<br>変動額                       |                |                  |                    |         |            |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)             | 1,077,929      |                  |                    |         | 1,077,929  |
| 剰余金の配当                              | △196,741       |                  |                    |         | △196,741   |
| 当期純利益                               | 1,136,469      |                  |                    |         | 1,136,469  |
| 自己株式の処分                             | 85,955         |                  |                    |         | 85,955     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額<br>(純額) |                | △8,089           | △8,089             | △43,130 | △51,219    |
| 事業年度中の変動額合計                         | 2,103,612      | △8,089           | △8,089             | △43,130 | 2,052,393  |
| 2020年12月31日残高                       | 12,120,026     | 10,453           | 10,453             | 34,060  | 12,164,540 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

・ 商品及び原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物

15～50年

構築物

7～30年

機械及び装置

12～13年

工具、器具及び備品

2～6年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、無償補修費用を過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しているほか、個別に見積り算出した額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 工事売上高及び工事売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 追加情報

### (会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断や、減損損失の判定において、新型コロナウイルス感染拡大の影響は、直近の業況が今後も継続することを前提としております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 657,094千円   |
| 土地 | 1,362,733千円 |
| 計  | 2,019,828千円 |

### 上記に対応する債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 180,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 24,276千円  |
| 長期借入金         | 77,537千円  |
| 計             | 281,813千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,020,646千円

### (3) 取締役等に対する金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債務 | 24,600千円 |
|--------|----------|

### (4) 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の事業年度末日満期手形が期末残高に含まれております。

|      |           |
|------|-----------|
| 受取手形 | 102,372千円 |
|------|-----------|

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 9,452千円   |
| 仕入高             | 48,650千円  |
| 外注加工費           | 8,733千円   |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 107,774千円 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 9,097,500株  | 1,306,000株 | －株         | 10,403,500株 |

(注) 発行済株式総数の増加は、第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使による増加1,200,000株及び、ストック・オプションの行使による増加106,000株によるものであります。

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 154,699株    | －株         | 79,000株    | 75,699株    |

(注) 普通株式の自己株式の減少79,000株は、第7回ストックオプション行使に伴うものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 2020年3月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 196,741        | 22               | 2019年<br>12月31日 | 2020年<br>3月30日 |

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-------|------------------|-----------------|----------------|
| 2021年3月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 340,817        | 利益剰余金 | 33               | 2020年<br>12月31日 | 2021年<br>3月30日 |

### (4) 新株予約権に関する事項

|                         | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式数 (株) | 新株予約権 (個) |
|-------------------------|------------|--------------|-----------|
| 2016年3月29日<br>定時株主総会決議分 | 普通株式       | 106,000      | 1,060     |
| 2017年3月29日<br>定時株主総会決議分 | 普通株式       | 130,000      | 1,300     |
| 2018年3月28日<br>定時株主総会決議分 | 普通株式       | 129,000      | 1,290     |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 未払事業税           | 27,558 千円 |
| 賞与引当金           | 33,234    |
| 退職給付引当金         | 214,838   |
| 棚卸資産評価損         | 34,614    |
| 投資有価証券評価損       | 6,215     |
| 貸倒引当金           | 10,955    |
| 減価償却費           | 651       |
| 受注損失引当金         | 1,258     |
| 製品保証引当金         | 15,692    |
| 資産除去債務          | 3,140     |
| その他             | 16,474    |
| 繰延税金資産小計        | 364,635   |
| 評価性引当額          | △21,362   |
| 繰延税金資産合計        | 343,272   |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,082    |
| その他有価証券評価差額金    | △3,439    |
| 繰延税金負債合計        | △4,522    |
| 繰延税金資産の純額       | 338,750   |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資金市場からの調達による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。有価証券は、マネー・マネジメント・ファンド等の公社債投資信託等、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に市況や取引先企業との関係を勘案して保有の妥当性を検討しております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務、借入金、未払金、社債及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り計画を作成する方法により、リスクを管理しております。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

|                      | 貸借対照表計上額<br>(千円)  | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|-------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金           | 6,520,039         | 6,520,039  | —          |
| (2) 受取手形             | 1,506,478         | 1,506,478  | —          |
| (3) 売掛金              | 3,242,362         | 3,242,362  | —          |
| (4) 電子記録債権           | 1,206,374         | 1,206,374  | —          |
| (5) 有価証券及び投資有価証券     | 42,275            | 42,275     | —          |
| (6) 破産更生債権等<br>貸倒引当金 | 26,824<br>△26,824 |            |            |
| 破産更生債権等(純額)          | —                 | —          | —          |
| 資産計                  | 12,517,529        | 12,517,529 | —          |
| (1) 支払手形             | 698,263           | 698,263    | —          |
| (2) 電子記録債務           | 2,327,072         | 2,327,072  | —          |
| (3) 買掛金              | 621,824           | 621,824    | —          |
| (4) 短期借入金(※1)        | 300,000           | 300,000    | —          |
| (5) 未払金              | 542,643           | 542,643    | —          |
| (6) 未払法人税等           | 407,141           | 407,141    | —          |
| (7) 預り金              | 106,010           | 106,010    | —          |
| (8) 長期借入金(※2)        | 207,303           | 206,359    | △944       |
| (9) 社債               | 100,000           | 100,345    | 345        |
| (10) リース債務(※3)       | 14,085            | 13,980     | △105       |
| 負債計                  | 5,324,344         | 5,323,640  | △704       |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めておりません。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

マネー・マネジメント・ファンド等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券は其他有価証券に区分しております。

- (6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期借入金、(9) 社債、(10) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分             | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----------------|---------------|
| 投資有価証券 (非上場株式) | 81,741        |
| 関係会社出資金        | 79,781        |

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金     | 6,519,169    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形   | 1,506,478    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 3,242,362    | —                   | —                    | —            |
| 電子記録債権 | 1,206,374    | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 12,474,384   | —                   | —                    | —            |

(注4)社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 社債    | —            | 100,000             | —                    | —            |
| 長期借入金 | 44,268       | 132,622             | 30,413               | —            |
| リース債務 | 4,704        | 9,313               | 67                   | —            |
| 合計    | 48,972       | 241,935             | 30,480               | —            |

## 8. 退職給付会計に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度の他、積立型の確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |             |
|--------------|-------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,623,767千円 |
| 勤務費用         | 97,984      |
| 利息費用         | 2,958       |
| 数理計算上の差異の発生額 | 38,651      |
| 退職給付の支払額     | △88,018     |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,675,342   |

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |           |
|--------------|-----------|
| 年金資産の期首残高    | 715,280千円 |
| 期待運用収益       | 17,882    |
| 数理計算上の差異の発生額 | 18,297    |
| 事業主からの拠出額    | 128,521   |
| 退職給付の支払額     | △87,638   |
| 年金資産の期末残高    | 792,342   |

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 1,554,013千円 |
| 年金資産                | △792,342    |
|                     | 761,671     |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 121,329     |
| 未積立退職給付債務           | 883,000     |
| 未認識数理計算上の差異         | △181,480    |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 701,519     |
| 退職給付引当金             | 701,519     |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 701,519     |

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 勤務費用            | 97,984千円 |
| 利息費用            | 2,958    |
| 期待運用収益          | △17,882  |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 14,400   |
| 割増退職金           | 28,028   |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 125,488  |

⑤ 年金資産に関する事項

a 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|     |        |
|-----|--------|
| 債券  | 43.4%  |
| 株式  | 53.5%  |
| その他 | 3.1%   |
| 合 計 | 100.0% |

b 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.095% ~ 0.149%

長期期待運用収益率 2.5%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度32,232千円であります。

9. 持分法損益等に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 79,781千円  |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 224,164千円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 119,192千円 |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称又は氏名            | 所在地        | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容        |               | 取引金額(千円)<br>(注3) | 科目  | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|-----------------------|------------|---------------|-----------|-------------------|-----------|--------------|---------------|------------------|-----|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | エアータックサプライ(株)<br>(注1) | 神奈川県川崎市宮前区 | 10            | 機械器具販売業   | (所有) 直接 10.0      | 当社製品の販売等  | 営業取引<br>(注2) | 製品の販売<br>(注2) | 11,463           | 売掛金 | 4,028    |

(注1) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)磯部好秀の近親者が議決権の90%を所有しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の残高には消費税等が含まれております。

(注3) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
売上高、仕入高については、一般的な市場価格・決済条件に基づき決定しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,174円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 114円29銭   |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行ない、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年3月29日開催予定の第48回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することとしました。

(1) 本制度の導入目的

当社は、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入いたします。

## (2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき、ご承認を得られることを条件といたします。

なお、本制度の導入に当たっては、本株主総会において、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、ご承認をお願いする予定です。

## (3) 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 20 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 13,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定いたします。また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月15日

日本エアーテック株式会社

取締役会 御中

監査法人アンビシャス  
東京事務所

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 諏訪 直樹 (印)

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 昭仁 (印)

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エアーテック株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アンビシャスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

日本エアータック株式会社 監査等委員会

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 監査等委員 | 大重 一義 | ㊟ |
| 監査等委員 | 平輪 政道 | ㊟ |
| 監査等委員 | 山崎 淳司 | ㊟ |

(注) 監査等委員 平輪政道 及び 山崎淳司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金33.0円

|      |            |
|------|------------|
| その内訳 | 普通配当 25.0円 |
|------|------------|

|  |           |
|--|-----------|
|  | 記念配当 8.0円 |
|--|-----------|

|      |              |
|------|--------------|
| 配当総額 | 340,817,433円 |
|------|--------------|

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月30日といたしたいと存じます。

(注) 記念配当は、本社新社屋・越谷新工場竣工を記念したものです。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補について適任であると判断しています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ひらさわ しんや<br>平沢 真也<br>(1972年3月29日生)<br>在任年数18年                                                                                                                                                                                                                           | 1994年4月 当社入社<br>1999年1月 当社設計部長<br>2001年1月 当社設計本部長<br>2003年3月 当社取締役<br>2007年3月 当社取締役社長<br>2008年3月 当社代表取締役社長（現任） | 93,400株    |
|       | <b>取締役候補者とした理由</b><br>同氏は、2007年当社取締役社長に就任以来、新製品を市場に投入し、売上・利益の増加を図り、製造会社としてのモノづくりを推進してきました。また、海外にも目を向け、当社の海外グループの拡大を行い、日本のみならず世界におけるエアテックブランドの拡大に努めてまいりました。同氏は豊富な経験と高い見識に基づいたリーダーシップを発揮しております。すべてのステークホルダーを意識した経営を行い、取締役会の重要な決定機能を強化し、当社の持続的成長を行うべく、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生 年 月 日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                  | わたなべ なおき<br>渡辺 直樹<br>(1961年4月9日生)<br>在任年数9年 | 1984年8月 当社入社<br>1990年1月 当社設計第四部部长<br>2000年9月 当社研究所部长<br>2005年1月 当社研究所所长<br>2006年6月 当社加須工場長<br>2010年1月 当社設計本部长<br>2012年3月 当社取締役<br>2013年1月 当社設計本部长<br>兼研究所所长<br>2013年3月 当社代表取締役副社长(现任)<br>2013年11月 当社設計本部长<br>2018年1月 当社サービスセンター長<br>2018年6月 当社第1設計本部长<br>2018年9月 当社第1設計本部长<br>兼海外事業担当<br>2020年1月 当社海外事業担当<br>2020年3月 当社管理本部长<br>兼総務部长<br>兼海外事業担当(现任) | 11,610株           |
| <b>取締役候補者とした理由</b><br>同氏は、当社入社以来、設計部、研究所にて、設計・開発に従事し、多くの製品を世に送り出し、研究論文を発表し、当社の技術をリードしてきました。さらには工場長、サービスセンター長、管理本部长等多くの主要部署の管理者を歴任しております。これらの経験から、当社の強み、課題を熟知しており、取締役会の審議においては、積極的な意見・提言を行っています。製造のみならず研究への提言、サービス業務、経営管理業務等を主導してきた実績は当社の企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                  | 関根 賢二<br><small>せきね けんじ</small><br>(1960年1月8日生)<br>在任年数4年 | 1983年4月 当社入社<br>1998年1月 当社群馬工場長<br>1999年1月 当社群馬副工場長<br>2001年1月 当社群馬工場長<br>2015年11月 当社生産統括副本部長<br>兼群馬工場長<br>2017年3月 当社取締役(現任)<br>2018年6月 当社生産統括本部長<br>兼草加工場長<br>兼群馬工場長<br>2019年1月 当社生産統括本部長(現任) | 10,300株    |
| <b>取締役候補者とした理由</b><br>同氏は、設計部にて設計・開発に従事した後、長く群馬工場長を務め、生産体制の確立に貢献してきました。顧客や取引先を含むステークホルダーからの当社への期待に応えるべく、今までの経験や見識を経営戦略の立案等に活かすことにより、当社の企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、引き続き選任をお願いするものであります。                                  |                                                           |                                                                                                                                                                                                |            |
| 4                                                                                                                                                                                                                  | 【新任】<br>高木 顕二<br><small>たかぎ けんじ</small><br>(1975年2月15日生)  | 2003年4月 当社入社<br>2012年1月 当社設計第4部部长<br>2013年9月 当社アイソレータ部部长<br>2014年1月 当社東日本営業本部長<br>2021年1月 当社東日本営業本部長<br>兼営業企画部長(現任)                                                                            | 600株       |
| <b>取締役候補者とした理由</b><br>同氏は、当社入社以来、設計部、アイソレータ部にて、設計・開発に従事し、多くの製品を世に送り出し、研究論文を発表してきました。近年は営業部門の管理に従事し、新たな販路の開拓・売上拡大の原動力となっております。これらの経験から、開発・営業両方の観点からの新製品・製品改良への提言、営業戦略等、当社の企業価値の向上に寄与すると判断しましたので、新たに選任をお願いするものであります。 |                                                           |                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者番号                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                 | もりしま まさみち<br>森嶋 正道<br>(1943年11月12日生)<br>在任年数6年 | 1966年4月 日立電線(株)入社<br>1997年6月 同社取締役<br>2001年6月 東日京三電線(株)<br>代表取締役社長<br>日立電線販売(株)<br>取締役副社長<br>2002年7月 住電日立ケーブル(株)<br>代表取締役社長<br>2013年3月 当社社外監査役<br>2015年3月 当社社外取締役(現任) | 5,500株     |
| <b>社外取締役候補者とした理由</b><br>同氏は、日立電線(株)及び日立グループ企業において会社経営者を歴任し、企業経営の実務に精通しておられ、その経験と幅広い見識をもって、経営全般に対して提言を行う等、適切な役割を果たして頂けるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                |                                                                                                                                                                       |            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森嶋正道氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森嶋正道氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出済みであります。
4. 森嶋正道氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。なお、森嶋正道氏は過去に当社の監査役(在任2年)であったことがあります。
5. 当社は、森嶋正道氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、同氏の選任が原案どおり承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役大重一義氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了するまでとなります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いそべ よしひで<br>磯部 好秀<br>(1957年11月23日生)                                                                                                                                                                                                            | 1982年4月 当社入社<br>1991年1月 当社設計部長<br>2000年10月 当社設計本部副本部長<br>2001年1月 当社企画室室長<br>2003年1月 当社研究所所長<br>2005年1月 当社設計第二部長<br>2007年1月 当社設計本部長<br>2010年1月 当社加須工場長<br>2010年9月 当社生産統括本部長<br>兼草加工場長<br>2015年3月 当社取締役(現任)<br>2018年6月 当社第2設計本部長<br>2020年1月 当社設計統括本部長(現任) | 26,000株    |
| <b>監査等委員である取締役候補者とした理由</b><br>当社は、監査等委員会の実効性を高めるため、豊富な経営執行経験と幅広い情報収集力を有する常勤の取締役を監査等委員に選定することが重要と考えています。<br>磯部好秀氏は、当社の設計・研究部門、工場部門の管理を歴任しており、業務プロセスの構築・管理を担ってきました。その経験から、同氏が監査等委員として、当社のガバナンスを維持・強化し、企業価値の向上につなげることが出来ると判断し、新たに選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                         |            |

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 磯部好秀氏は、当社取締役として6年間の経験を有します。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| おかべ ひろあき<br>岡部 浩章<br>(1954年11月15日生)                                                                                                                                   | 1988年4月 岡部工業(株)入社<br>1989年3月 当社社外監査役就任<br>1992年3月 当社社外監査役退任<br>1993年7月 岡部工業(株)<br>代表取締役社長(現任) | 330株       |
| <b>補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由</b><br>同氏は、長く会社経営に携われ、国内業務はもとより海外業務にも精通されております。また、管理者として豊富な経験と幅広い見識があり、それらを活かした適切な監査等を行っていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 |                                                                                               |            |

- (注) 1. 岡部浩章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岡部浩章氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、監査等委員である社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるように監査等委員である社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岡部浩章氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該契約を締結する予定であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会において、その総額を年額150百万円以内（うち社外取締役分は2百万円以内）とご承認いただいておりますが、企業理念を实践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図る役割を果たすため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬等の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とすること及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案については、当社の監査等委員会より賛成の意見を得ております。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬等について、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会において、その総額を年額20百万円以内とご承認いただいておりますが、コンプライアンス等対応を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額40百万円以内とすること及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の監査等委員である取締役の員数は3名であり、第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案通り承認された場合、監査等委員である取締役の員数は同じく3名となります。

**第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役分は2百万円以内）とご承認いただいておりますが、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」が原案通り承認可決されますと、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役分は20百万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案でご承認いただく報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年13,000株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当て

を含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認された場合には、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

##### (2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、当社の取締役会が予め定める期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した

場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が、正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業理念を実践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図る役割を十分に果たす意欲を引き出すものとして機能させることを目的とします。

①取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」及び「業績連動報酬」、並びに中長期的業績が反映できる「株式報酬」により構成します。

②社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」と「業績連動報酬」とします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、当社の業績や社会情勢、各役割等に応じて定めるものとし、在任年数等を総合的に勘案して、決定し、支払うこととします。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）に係る業績指標の内容、業績連動報酬の額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、当該取締役に対し、経営計画で定めた各事業年度の「売上高」、「営業利益」、「経常利益」、「当期純利益」を業績指標とし、目標値に対する達成度合い、当社従業員への賞与を勘案して算出された額の金銭を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株式報酬は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社と当該取締役との間で締結する契約に基づき、金銭債権を報酬として支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込ませることにより、譲渡制限期間を退任時までとする当社普通株式（譲渡制限付株式）を、毎年一定の時期に付与します。付与する株式の個数は、当社の業績及び各役割等、株価等を踏まえて決定します。

「社外取締役」及び「監査等委員である取締役」については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、株式報酬は支給しません。

また、株式報酬の導入に従い、新規に新株予約権の付与は行わないこととしました。



5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の種類別の報酬の割合については、当社の業績や社会情勢、各役割等に応じて決定します。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は概ね、「基本報酬」を70%、「業績連動報酬」を30%とし、「株式報酬」についてはその総額の割合を「基本報酬」及び「業績連動報酬」の合計の概ね10%とします。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法に関する事項

個々の取締役の報酬額の決定は、社内規定に基づき、代表取締役と独立社外取締役による審議を経て、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」については取締役会にて、「監査等委員である取締役」については、監査等委員である取締役の協議にてそれぞれ決定します。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

株式報酬については、経営の健全性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他の当社と取締役との間で締結する契約で定める一定の事由が生じた場合、当社は、当該取締役に付与した譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得することとします。

以上

メ 毛

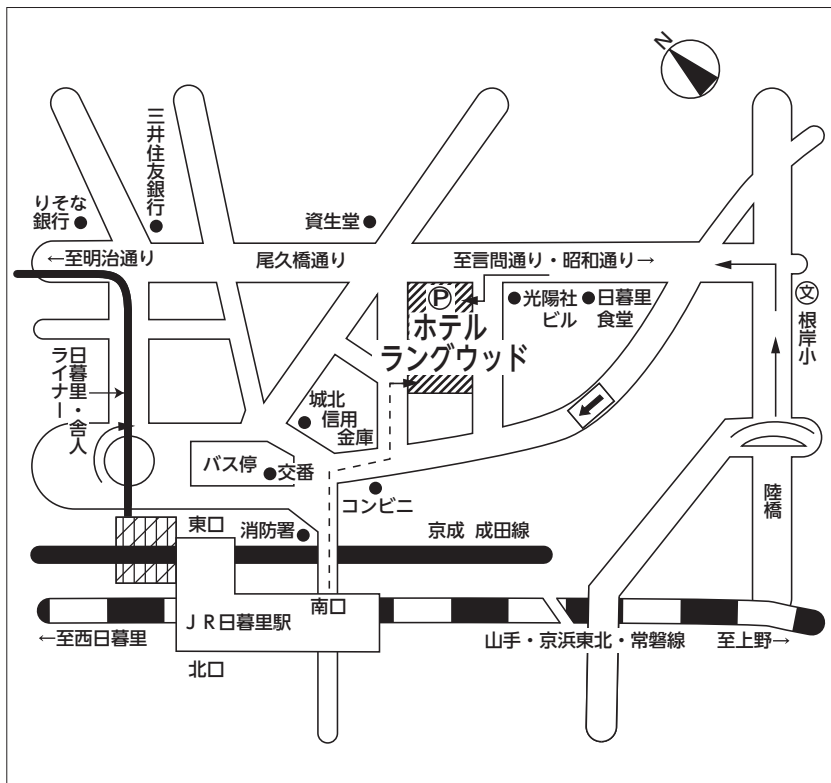
A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号  
ホテル ラングウッド  
2階 「朱鷺の間」  
電話 (03) 3803-1234(代)



- J R、京成日暮里駅下車東口または南口、日暮里・舎人ライナー日暮里駅下車 徒歩約2分
- 当日受付(入場)は午前9時より開始いたします。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。